

松江市地域生活支援拠点(案)

1 地域生活支援拠点体制の目的

障がい者の重度化、高齢化、また「親亡き後」に備え、地域で安心して日常生活、社会生活を続けることができるようにするために設置する支援体制であり、地域における障がい福祉サービス事業者、基幹相談支援センター、医療、行政、その他関係機関で連携し、相互に連携し、地域生活をおくる障がい者に対する支援を行うものです。

2 基本的な考え方

(1)整備の「型」

地域生活支援拠点の設置について、必要な機能を共同生活援助や障害者支援施設等に付加した拠点の整備である「多機能拠点整備型」、複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」に大別されます。

本市では、市内に各所設置されている障がい福祉サービス事業所、基幹相談支援センター、行政等が連携し、機能させていく考えに基づき、基本的には「面的整備型」による整備とします。

(2)地域生活支援拠点の設置と拡張

地域生活支援拠点の設置は、迅速に整備を進める観点から、既存の社会資源を活かしながら、質的、量的に小さな形で初期構築します。また、毎年の運用状況の確認を通じ、必要に応じ、機能の追加、充実に努めることとします。

(3)初期整備において重点的に取り組むこと

地域生活支援拠点は、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成等」の機能に大きく分類されます。

このうち、主に緊急時に備える又は対応するための「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」について、既存仕組みを活かすことを前提に、フローによる整理を行い、障がい者等の緊急時に必要なサービスが一層円滑に利用できるようにしていくこととします。

その他の機能については、既に実施している内容をもって機能に充てます。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。



3 整備におけるメリット(初期整備におけるメリット)

- ①緊急時の短期入所等の利用をフローによる整理を行うことで、その利用を円滑化でき、安心感のもてる地域生活につなげることができます。
- ②地域生活支援拠点等に参加し、その機能を担う事業所について、サービスの提供等に応じ、障がい福祉サービス報酬の加算があります。

4 松江市地域生活支援拠点の機能概要(全体図は別紙 1 に記載)

機能	機能の内容
相談	・ 平時から緊急時における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録し、常時の連絡体制を確保し、関係事業所等で情報共有のもと、既存の社会資源を活かしながら緊急時に可能な限り円滑に必要なサービスを提供できるよう、調整や相談その他必要な支援を行います。
緊急時の受入れ・対応	・ 短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保し、緊急時における必要なサービスの提供や、医療機関への連絡等を行います。なお、「相談」機能と一体的に対応します。
体験の機会・場	・ 障がい者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能です。 ・ 基本的に障がい福祉サービスの体験的な利用で対応します。(緊急事態に備えて短期入所事業所等の体験を含む。)
専門的人材の確保・養成等	・ 医療的ケアを要する人や強度行動障がいがある人、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して専門的な対応を行うことができるよう、松江市障がい者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター絆」）や国県等による研修を通じて人材の養成を行います。 ・ その他必要に応じて、機能を追加します。

5 地域生活支援拠点コーディネーターの配置

地域生活支援拠点には関係機関とのネットワーク運営、機能の充実等の総合調整を図るコーディネーターを配置します。なお、コーディネーターは基幹相談支援センター絆が担い、市と連携しながら体制の運営を行います。

【役割】

①相談・緊急時のコーディネート

地域の相談支援体制を構築し、緊急時の支援が見込めない世帯の事前に把握、登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障がい者等の介護を行う者の障がい、疾病等のため、当該地域生活障がい者等に対し、当該地域生活障がい者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援。

②緊急時の受入・対応

短期入所や通所事業所等との連携体制を構築し、常時の緊急受入体制等を確保した上で、緊急事態における受入れの調整や医療機関への連絡等の対応。

③地域移行の推進

相談支援事業者、障がい者支援施設、精神科病院等との連携体制を構築し、障がい者支援施設における地域移行等意向確認担当者及び精神科病院における退院後生活環境相談員等との情報共有を含め、地域における障がい福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援に係る調整。

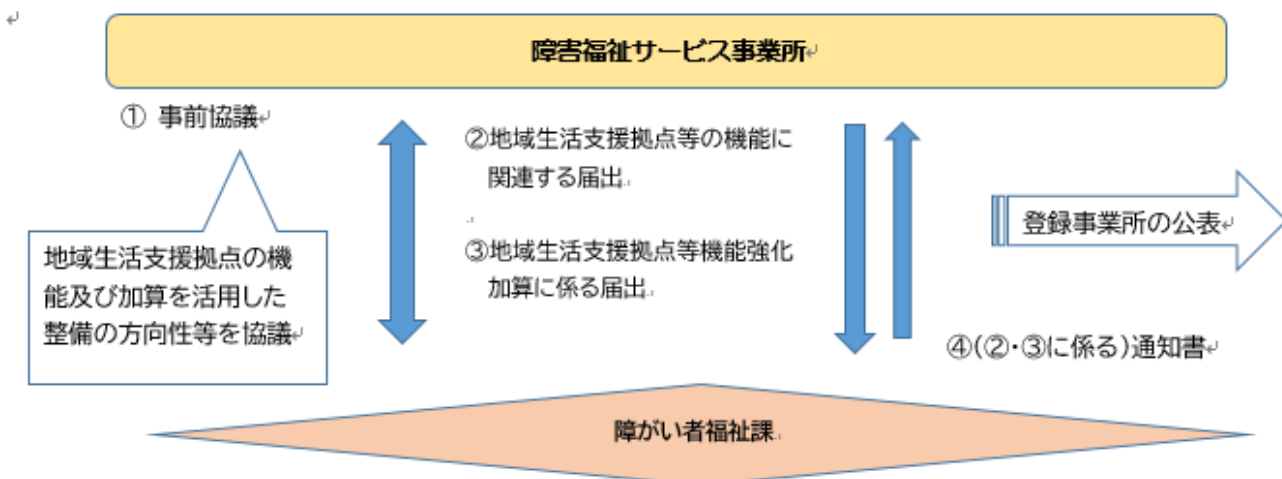
④人材育成・ネットワーク運営

障がい者の地域生活を支える専門的人材を確保するための研修等や市町村と障がい福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センター絆その他の関係機関との連携に資するための協議の場の開催等の地域生活支援拠点におけるネットワークの運営や機能充実を推進、など。

※①・②は、地域生活支援拠点を担う相談支援事業所により主体的な対応が必要となる場合もあります。

6 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出

機能を担う事業所の届出関係イメージ図



【その他の手続】

- 変更届(運営規程の変更)
- 体制届(加算の算定・変更)毎月 15 日締めで翌月から算定可 ※別紙加算一覧参照
- 報酬請求
- 随時、記載事項等に係る変更、廃止、休止、再開に関する届出が必要

7 「相談」、「緊急時の受入れ・対応」の機能について(フロー図は別紙2)

① 「相談」機能

主な機関	役割
・相談支援事業所 (障がい児含む)	(1) 相談 ・障がいのある人の高齢化、重度化、親亡き後などの将来、また緊急時に係る相談に応じます。 (2) 緊急時利用登録 ・相談を通して、現に緊急時が見込まれる人については、緊急時利用登録を勧め、緊急時利用登録届をもらい受けます。(登録届は別紙3) ・併せて緊急時の対応やサービス利用の提案や説明を行います。 (利用登録できる人) 次の状況が現実的に見込まれる人 ①介護を行う人が疾病やその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない状況 ②障がいの特性により生じた緊急事態など緊急に支援が必要な状況 ※ただし、短期入所の利用は①の人に限ります。 (サービス利用をされていない人の場合) ・登録に際しては、障がい区分認定の申請も行うよう調整します。

・ 基幹相談支援センター絆	・ 上記（１）、（２）と同じ。 ・ 必要に応じ、相談支援専門員のバックアップを行います。 ・ サービス利用をされていない人の場合、登録後に担当する相談支援事業所の調整を行います。
---------------	---

②「緊急時の受入れ・対応」機能

・ 相談支援事業所 (障がい児含む)	(１) 緊急時に備えての準備 ・ 登録届等を基幹相談支援センター絆に提出し情報共有します。(絆は登録)併せて、緊急時に利用が見込まれるサービス事業所にも登録届等の写しを渡し、必要な情報共有を行います。 ・ 必要に応じ、ケース会議、本人とサービス事業所との面会、施設の体験利用を調整します。 (２) 緊急時は発生し対応が必要な場合 ・ 緊急時の状況を踏まえ、想定した緊急時に対応したサービスが利用できるよう調整します。 ・ 必要に応じ、緊急時支援後からの復帰に向けたケース会議を開催します。
・ 短期入所 ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 生活介護 ・ 就労継続支援 A・B 型 ・ 就労移行支援 ・ 自立生活援助	(１) 緊急時に備えての準備 ・ 相談支援事業所等から登録届等の写しを受け取り、情報を得ます。 ・ 必要に応じケース会議、本人とサービス事業所との面会対応、施設の体験利用の調整、対応を行います。 (２) 緊急時が発生し対応が必要な場合 ・ 相談支援事業所等から緊急受入・対応の要請があった場合は柔軟に受け入れを行います。 ※生活介護、就労継続支援、就労移行支援、自立生活援助 ⇒宿泊設備の活用も含め支援を行います。 ※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 ⇒ヘルパー派遣等を実施し支援を行います。 ・ 必要に応じ、緊急時支援後からの復帰に向けたケース会議に参加します。
・ 基幹相談支援センター絆	・ 必要に応じ、相談支援専門員のバックアップを行います。(緊急時にサービス事業所が見つからない場合など) ・ 元々サービス利用がない人による緊急的相談に対応した、サービス、相談支援専門員等の調整を行います。

・ なお、登録届等書類の写しは相談支援事業所も保管します。

※「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成等」は、「４ 松江市地域生活支援拠点の機能概要」に記載のと通りの運用です。

8 検討体制

松江市地域生活支援拠点の運用状況の確認、見直し等の必要な検討は、「松江市社会福祉審議会障がい福祉専門分科会」の下部会議である「地域移行・定着・包括ケア連携会議」にて行うものとします。

なお、「地域移行・定着・包括ケア連携会議」の事務局は、必要に応じ関係する障がい福祉サービス事業者等を含めたワーキング会議を開催し、地域生活支援拠点体制の運用に係る必要な検討を行うことができることとします。

9 留意事項

(1)適切な意思決定支援

地域生活支援拠点においては、緊急時に備えての登録、緊急時や体験時等における障がい福祉サービスの利用などの自己決定を要することがありますが、これら決定は原則に本人の意思に基づくものとなります。これら本人の意思決定を支援するため、本人状況に応じた、わかりやすい情報提供等による支援に努めるとともに、本人の判断を尊重し意思決定を支援してください。また、本人が自ら意思決定をすることが困難な状況である場合は、意思決定支援会議の開催等、本人の希望の推定と最善利益のための支援に努めてください。

※本人以外の支援者等が「本人にとっての最善利益を判断する」のは最後の手段とされています。

※意思決定支援については、次の資料を参考にご対応ください。

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成 29 年 3 月 厚生労働省）

(2)短期入所の利用

緊急の有無に限らず、短期入所は、「家族等日常的に本人の介護を行っている人がいない人」の場合は、原則、利用ができません。

(3)個人情報保護

- ・市、基幹相談支援センター絆、障がい福祉サービス事業者等による地域生活支援拠点等に係る個人情報の取得は、「本人の同意」に基づきます。
- ・個人情報の用途としては、地域生活支援拠点等を通じた個人情報の管理、また緊急時等におけるサービス提供を行うための関係機関による情報共有です。
- ・なお、個人情報の取り扱いについては、次のガイドライン等を基準として対応します。
 - 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」

(4)松江市地域生活支援拠点の見直し

本拠点の運用に係る議論は定期、不定期に限らず適宜行うものとし、地域生活支援拠点体制をより機能的、効果的にし、障がい者等の福祉をより増進させるために、各機関の関係職員は積極的かつ建設的な議論を行うよう努めることとします。

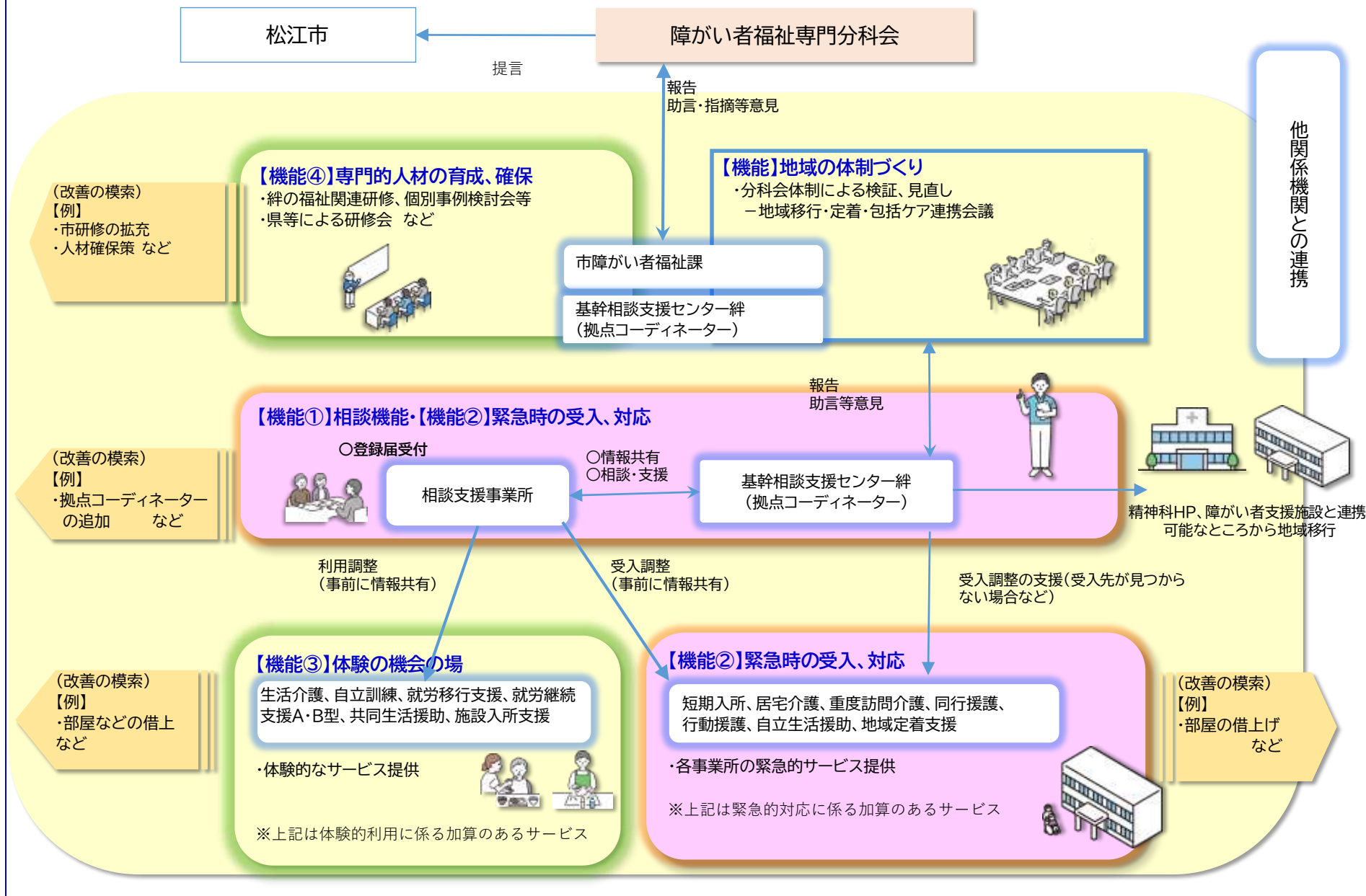
(5)その他

松江市地域生活支援拠点等における各機関の役割…別紙 4 に記載

松江市の地域生活支援拠点等の初期イメージ 全体版(既存資源を活用した面的整備)

※相談機能は相談支援事業所において登録届を受け取るパターンを記載

別紙1



「相談機能」と「緊急時の受入・対応」の標準的なフロー

【既にサービスを利用している人が登録を希望する場合】

別紙2-1

対象者 次の状況が現実的に見込まれる人

- ・介護を行う人が疾病やその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない状況
- ・障がいの特性により生じた緊急事態など緊急に支援が必要な状況

相談支援事業所

○障がいの当事者等から、緊急時支援の相談を受け、希望に応じ登録届の受付
・登録届、サービス等利用計画
※サービス計画に緊急時に利用が想定されるサービス等の対応を記載しておく。



基幹相談支援センター

○登録・台帳整備
市を介するか調整中



○緊急時に備えた事前準備

登録届、サービス計画 送付
(情報共有)



【必要に応じ】

- 担当学会議を開催
- 本人と事業所との面会
- 本人の宿泊利用(体験的な利用)又は見学

短期入所、居宅介護、生活介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等

※等：自立生活援助、自立訓練(機能・生活)、就労移行、就労継続支援

- 情報受け取り
- 本人と事業所の顔合わせ
- 体験的な利用、見学【主に短期入所】



緊急時

○事前準備していたサービス利用を調整
※事前調整していた事業所での利用ができない場合、他の事業所を調整。(絆が支援に入る)
※医療を要する状況は、医療機関へのつなぎ

サービス利用を調整

○緊急時のサービス受入・対応

緊急時の制度的対応は、留意事項通知を参照



支援

○随時報告・事後報告

基幹相談支援センター
事前調整していた事業所での利用ができない場合、事業所を支援。

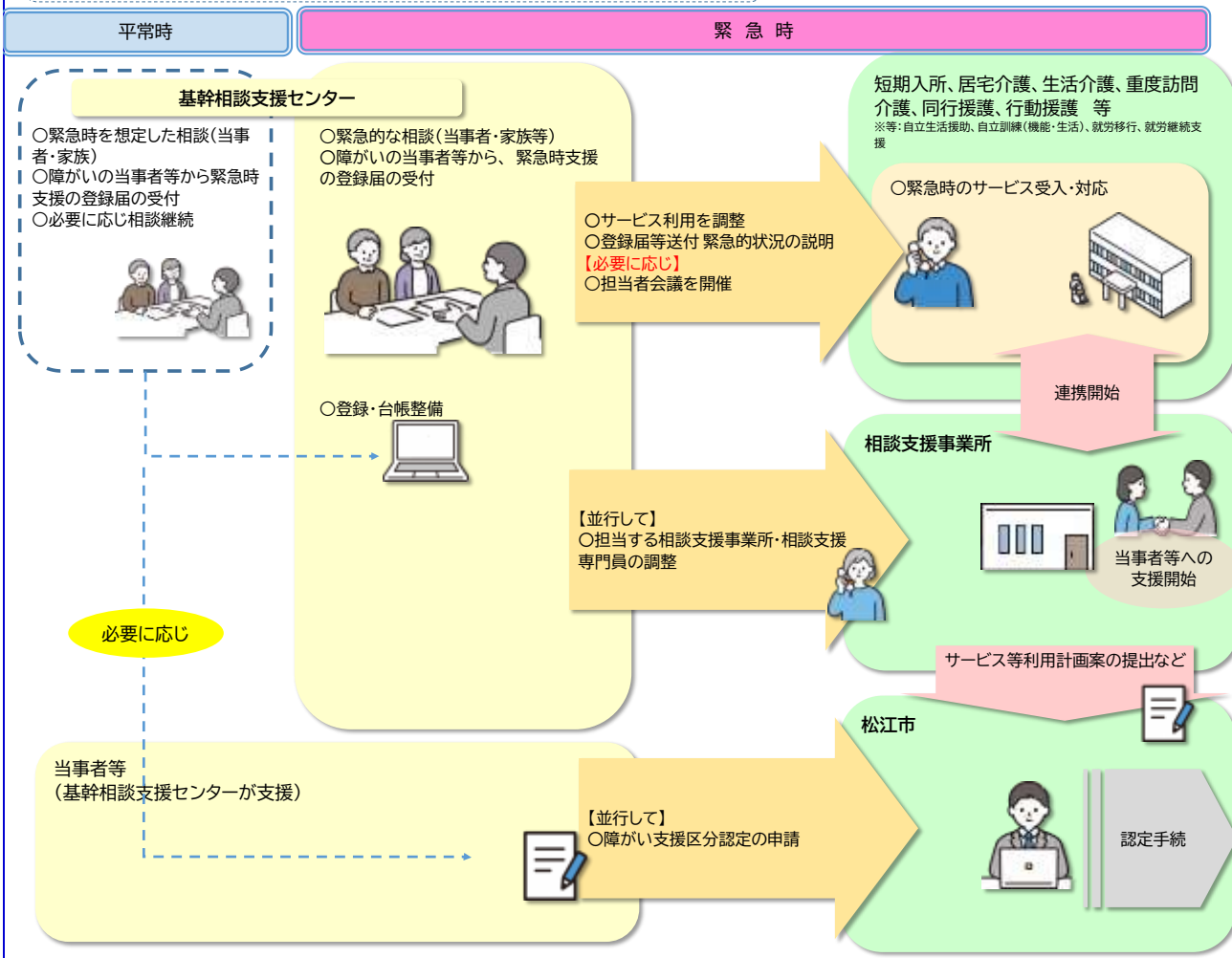
「相談機能」と「緊急時の受入・対応」の標準的なフロー(案)

別紙2-2

【サービスを利用していない障がい者の緊急時】※基幹相談支援センター絆で相談を受けた場合

対象者 次の状況が現実的に見込まれる人

- ・介護を行う人が疾病やその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない状況
- ・障がいの特性により生じた緊急事態など緊急に支援が必要な状況



別紙3

松江市地域生活支援拠点等 緊急時利用登録届【案】

要綱制定作業において必要な修正を行う場合があります。

届出日 年 月 日

松江市基幹相談支援センター長 様

私は「松江市地域生活支援拠点等事業」の緊急時利用登録について、「松江市地域生活支援拠点等事業実施要綱第〇条に基づき、次のとおり登録を届出ます。

なお、緊急時に備えることを目的に、本申込書の情報及び支援に必要な個人情報を、松江市、松江市障がい者基幹相談支援センター、関係する地域生活支援拠点等事業所及びその他本支援に係る関係機関と共有することに同意します。

届出者氏名	ふりがな			
	(18歳未満の人を登録する場合 本人との関係 _____)			
	※個人情報利用の同意署名を兼ねますので登録者本人名を自署してください。(難しい場合代筆可) ※なお、18歳未満の子どもを登録する場合は保護者名で構いません。			
登録者氏名	ふりがな			
	※要綱等の様式にかかわらず「□届出者と同じ」の箇所を入れる考え			
生年月日	年 月 日生	性別	男 ・ 女	
住所	〒			
電話番号	家の電話	— —		
	携帯電話	— —		
障がい手帳等の所持	☐ 身体障がい (級) ☐ 知的障がい (A・B) ☐ 精神障がい (級) ☐ 自立支援医療受給者証 ☐ 特定医療費受給者証 ☐ その他 ()			
要介護区分	☐ なし ☐ 要支援 () ☐ 要介護 ()			
登録の理由				

登録者の状況	主な障がい名又は病名			
	障がい支援区分		☐ なし ☐ 区分（ ）	
	利用サービス		☐ なし ☐ あり（ ）	
	かかりつけ医療機関		☐ なし ☐ あり（ ）	
	病状・治療状況			
	服薬		☐ なし ☐ あり（ ）	
	その他			
想定される緊急時と対応				
緊急時に利用したいサービス				
緊急連絡先 1	氏名		続柄	
	住所		連絡先	
緊急連絡先 2	氏名		続柄	
	住所		連絡先	
同居家族構成	続柄		氏名	
	続柄		氏名	
	続柄		氏名	
	続柄		氏名	
	続柄		氏名	
	続柄		氏名	
	続柄		氏名	

※緊急連絡先の登録は、連絡先本人の同意を得ておくこと。

